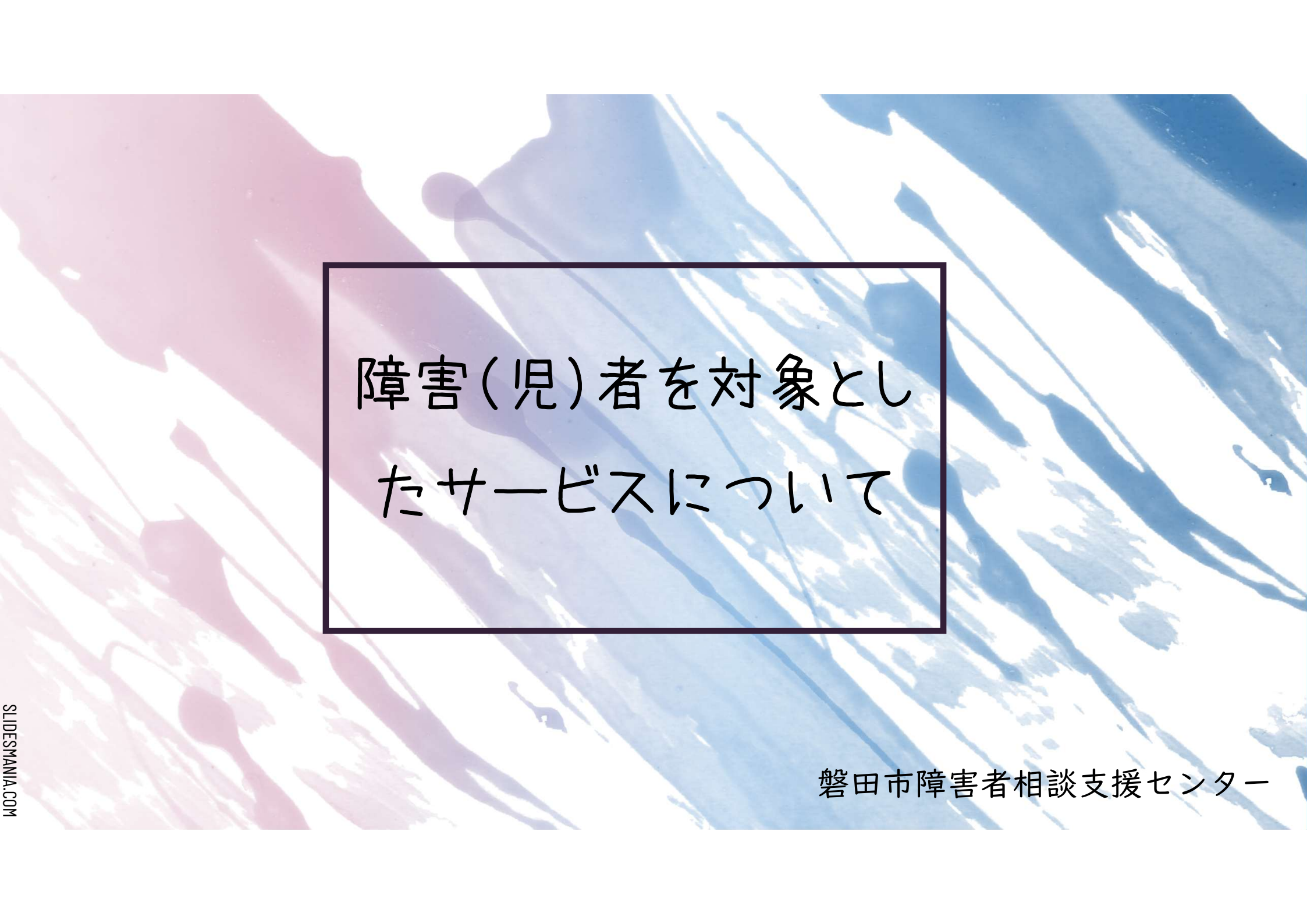




障害（児）者を対象としたサービスについて

磐田市障害者相談支援センター

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

補装具

障害者総合支援法 – 自立支援給付 – 介護給付

サービス名称	サービス内容	備考
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介助をします	区分１～
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動を補助します	区分４～
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います	
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします	区分３～
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、かつ意思疎通に著しく支障がある方のうち、介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します	区分６

障害者総合支援法 – 自立支援給付 – 介護給付

サービス名称	サービス内容	備考
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所して介護をけることができます ☆福祉型 障害者支援施設等で実施 ☆医療型 病院、診療所、介護老人保健施設で実施	区分1～
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います	
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します	区分3～ ※
施設入所支援	施設に入所する方に夜間の入浴や排泄、食事等の介護をします	区分4～ ※

※50歳以上は1つ低い区分で利用可能

障害者総合支援法－自立支援給付－訓練等給付

サービス名称	サービス内容
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします ☆機能訓練 理学療法や作業療法などのリハビリテーション、生活などに関する相談・助言 ☆生活訓練 入浴や排泄、食事などに関し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活相談・助言

障害者総合支援法 – 自立支援給付 – 訓練等給付

サービス名称	サービス内容
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、また就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練をします
就労継続支援	通常の仕事所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします ☆A型（雇用型） 一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う ☆B型（非雇用型） 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

障害者総合支援法 – 自立支援給付 – 訓練等給付

サービス名称	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う ☆介護サービス包括型 介護サービスの提供 ☆日中サービス支援型 常時の介護サービスの提供 ☆外部サービス利用型 外部の居宅介護事業所に委託

障害者総合支援法 – 自立支援給付 – 計画相談支援給付

サービス名称		サービス内容
地域相談支援	基本相談支援	生活に関する様々な課題や将来の暮らしに関する事などについて障がい者や家族等からの相談を受けます
	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などに応じます
	地域定着支援	常時連絡体制を確保し、障害の特性に応じた緊急事態などに対応した相談などに応じます
計画相談支援	サービス利用支援	支給決定又は変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います
	継続サービス利用支援	サービス等の利用状況を確認、計画の見直しを行います。また支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行う

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

補装具

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

相談支援

訓練等給付

自立支援医療

補装具

地域生活支援事業

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援

- ・ 日中一時支援
- ・ 地域活動支援センター

- ・ 日常生活用具給付
- ・ 訪問入浴サービス等

障害者総合支援法

地域生活支援事業

市町村

都道府県

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 日中一時支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 日常生活用具給付
- ・ 訪問入浴サービス
- 等

- ・ 専門性の高い相談支援
- ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- ・ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る連絡調整
- ・ 広域的な支援
- 等

障害者総合支援法 – 地域生活支援事業

サービス名称	サービス内容
相談支援	障害者、障害児の保護者および介護者からの相談に相談支援専門員が応じます
移動支援（磐田） 外出支援（袋井）	屋外での移動が困難な障害者について、外出の際に付き添いする者がいない時に支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します
日中一時支援 （デイサービス）	障害者を施設が一時的に預かることにより、障害者に日中の活動場所を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います
訪問入浴サービス	居宅の入浴設備では入浴することが困難な方に対し、訪問し移動入浴車による入浴サービスを提供します
日常生活用具	家庭生活を営む上で、不便を解消し自力で生活を営むことを容易にするため、用具を給付する制度です
地域活動支援センター事業	創作活動又は生産活動の機会や、話し相手や仲間がほしい方への憩いの場、交流の場を提供し、社会との交流を促進する活動その他の様々な援助を行います

重層的な相談支援体制

<第3層>

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

<第2層>

一般的な相談支援

⇒市町村相談支援事業

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

<第1層>

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

⇒指定特定相談支援事業

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援・継続サービス利用支援

児童福祉法

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

障害児入所支援

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

児童福祉法

事業名	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害児が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
	医療型障害児発達支援	肢体不自由児が指定医療機関へ通い、児童発達支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が授業の終了後、又は休業日に施設に通い生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児等に当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

児童福祉法

事業名	サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

障害者総合支援法
－ 地域生活支援事業

相談支援事業

市町村委託相談支援事業所

障害者総合支援法
－ 相談支援

地域相談支援

基本相談支援

計画相談支援

一般相談支援事業所

特定相談支援事業所

児童福祉法

障害児相談支援

障害児相談支援事業所

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

補装具

地域生活支援事業

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 日中一時支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日常生活用具給付
- ・ 訪問入浴サービス等

児童福祉法

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

障害児入所支援

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

介護保険との兼ね合い

介護保険サービスに障害福祉サービスに相当するサービスがある場合は介護保険優先が基本となります。

ただし、一律に適用するものではなく、障害福祉サービスを利用できる場合もあります。

障害福祉サービス		介護保険サービス
居宅介護 重度訪問介護	≡	訪問介護
生活介護	≡	通所介護
短期入所	≡	短期入所生活介護
訪問入浴サービス	≡	訪問入浴介護
共同生活援助	≡	認知症対応型共同生活介護
施設入所支援	≡	特別養護老人ホーム 老人保健施設 療養型医療施設
補装具・日常生活用具の一部	≡	福祉用具貸与 住宅改修

共生型サービス

「介護保険（障害福祉）サービス事業所が、障害福祉（介護保険）サービスを提供しやすくする」ことを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○訪問介護	↔	○居宅介護 ○重度訪問介護
デイサービス	○通所介護 ○地域密着型通所介護	↔	○生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	↔	○短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 □通い	➡	○生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○放課後等デイサービス（同上）
	□泊まり	➡	○短期入所